

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（DPC/PDPS）

令和1年9月27日
保医発 0927 第2号

【解説】10月1日からのDPC制度改正に伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」が発出されました。

〔「DPC点数早見表 2018」p.426 左段5～15行目／「DPC点数早見表 2019年4月増補」p.428 左段5～15行目／「DPC点数早見表 2019年10月増補」p.428 左段5～15行目，下線部訂正〕

標記については、令和元年8月19日に厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第89号。以下「算定告示」という）が告示



され、令和元年10月1日より適用されることとなったところであるが、実施上の留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、令和元年10月1日から適用することとし、従前の「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」は、令和元年9月30日限り廃止する。

〔「DPC 点数早見表 2018」p.428 左段下から20行目／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.428 左段下から20行目／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.428 左段下から23行目、下線部訂正〕

第1 DPC 対象患者について

- 1 (略)
- 2 (前略)
 - (1) (略)
 - (2) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第1条（以下略）

〔「DPC 点数早見表 2018」p.427 右段1行目／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.429 右段1行目／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.429 左段下から9行目、

下線部訂正

2 診断群分類点数表の入院期間等

- (1) 診断群分類点数表の入院期間
診断群分類点数表の入院期間は、同表に掲げられた入院日（日）に応じ、以下によるものとする。（以下略）

〔「DPC 点数早見表 2018」p.427 右段24～30行目／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.429 右段24～30行目／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.429 右段15～20行目、下線部訂正〕

3 用語等

- (1) 「JCS」は Japan Coma Scale の略称である。（略）
- (2) 「GAF」は Global Assessment of Functioning の略称である。

〔「DPC 点数早見表 2018」p.428 左段24行目／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.430 左段24行目／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.430 左段12行目、下線部訂正〕

3 用語等

- (12) 060350 急性肺炎における重症度等の「重症」とは、（中略）。なお、重症度が判定できない「不明」の場合にあっては「軽症」の診断群分類区分を選択するものとする。

〔「DPC 点数早見表 2018」p.431 左段24行

目／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.433 左段24行目／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.432 右段下から7行目、下線部訂正〕

第3 費用の算定方法

1 診療報酬の算定

- (5) 入院日Ⅲを超えた場合の取扱い（略）
 - ① 悪性腫瘍患者等（化学療法等を実施されたものに限る）に対して、（中略）。
なお、「化学療法等を実施された」診断群分類区分とは、次のいずれかに該当する診断群分類区分をいう。

〔「DPC 点数早見表 2018」p.433 左段下から9行目～最下行／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.435 左段下から9行目～最下行／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.434 右段下から9行目～最下行、削除〕

第4 経過措置

係数告示別表第1から別表第3に掲げる病院の一般病棟について、平成30年2月28日までに診療報酬として算定した額と、同月までの療養について同年3月31日における療養に適用する算定告示別表20の診断群分類区分により算定した額との差額を、同月分の費用の額を算定する際に調整し、退院の日において調整する場合には、同年4月分以降の費用の額について調整する。なお、この場合において、入院期間の起算日は入院の日とする。

通

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法 第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について（DPC/PDPS）

令和1年9月27日
保医発 0927 第3号

【解説】10月1日からのDPC制度改正に伴い8月19日付けで告示された「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第1項第5号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める患者について」（告示第90号）の別表について、通知が発出されました。告示第90号と同じく10月1日からの適用です。

〔「DPC 点数早見表 2018」p.436／「DPC 点数早見表 2019年4月増補」p.442／「DPC 点数早見表 2019年10月増補」p.442、別表の最下部に挿入〕

告示番号	薬剤名	銘柄（参考）	適応症	ICD-10（参考）
69	レンバチニブメシル酸塩	レンビマカプセル 4 mg	切除不能な肝細胞癌	C220
70	ボルテゾミブ	バルケイド注射用 3 mg	原発性マクログロブリン血症及びリンパ形質細胞リンパ腫	C838
71	pH4 処理酸性人免疫グロブリン	ピリヴィジェン 10% 点滴静注 5 g/50mL ピリヴィジェン 10% 点滴静注 10g/100mL ピリヴィジェン 10% 点滴静注 20g/200mL	慢性炎症性脱髄性多発根神経炎の筋力低下の改善 慢性炎症性脱髄性多発根神経炎の運動機能低下の進行抑制（筋力低下の改善が認められた場合）	G618
72	リラグルチド（遺伝子組換え）	ピクトーザ皮下注 18mg	2 型糖尿病	E112, E115 等